

第七十三号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十一条に次の一項を加える。

3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で前項第二号に掲げる業務に従事した場合の第一項に規定する手当の額は、同号の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第十五条第一項第二号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項第二号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。
附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
附則第四項中「（平成十一年法律第五十六号）」を削る。

附則に次の二項を加える。

6 第十一条第三項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による爆発物等処理手当の支給を受ける職員には適用しない。

7 第十五条第三項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。